

議案第49号

損害賠償に係る和解及び損害賠償の額の決定について

次のとおり法律上県の義務に属する交通事故処理中に発生した事故による損害賠償について和解し、及び損害賠償の額を定めることについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項の規定により、本議会の議決を求める。

令和3年2月26日提出

鳥取県知事 平 井 伸 治

1 和解の相手方

愛知県豊橋市 企業

2 和解の要旨

県側の過失割合を10割とし、県は、損害賠償金15,840円を支払うものとする
こと。

3 事故の概要

(1) 事故発生年月日

令和2年12月17日

(2) 事故発生場所

東伯郡琴浦町大字赤碕地内

(3) 事故の状況

鳥取県警察本部交通部高速道路交通警察隊の職員が、和解の相手方が使用する小型貨物自動車による交通事故現場に臨場し、同車両を運転して移動させる際、後方の安全確認が不十分であったため、ガードパイプに衝突し、同車両を破損させたものである。